

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (5月7日(木)以降の対応について)

令和2年4月30日  
宮崎県教育委員会

標記について、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

## 1 対応について

全ての県立学校の臨時休業を5月10日(日)まで延長する。

- 学校長の判断で、5月7日(木)・8日(金)に登校日を設定することができる。(7日、8日のいずれか、若しくは両日、いずれも設定可)
- 設定する場合には、「国から示された3つの条件」が同時に重なることを回避するために、児童生徒等の時差登校や分散登校を計画し実施すること。

※3つの条件 (①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する空間、③近距離での会話等)

(例)

- ・ 分散登校の対応  
(7日午前に1年生、7日午後に2年生、8日に3年生)
- ・ 時差登校の対応  
(公共交通機関を通学等に利用している児童生徒等の時差登校等)

- 部活動は5月7日(木)から5月10日(日)の間も中止とすること。

## 2 児童・生徒及び保護者への対応

- 県立学校には、保護者等からの相談に応じる(休日・祝日を除く)窓口を設置すること。
- 今回の措置について、児童生徒等及び保護者へは学校からホームページやメール等で周知すること。

## 3 その他

- 対応方針は、今後の国の動向や感染の状況等を見ながら総合的に判断し、適宜見直す。
- 個別の具体的な事例や対応の詳細については、適宜、県教育委員会と協議する。
- 5月11日(月)以降の対応については、改めて5月7日(木)に連絡を行う。